

町田市食べきり協力店認定制度実施要領

第1 目的

この要領は、食品ロス削減その他ごみの発生抑制等に取り組む飲食店・食品販売店等（以下「食べきり協力店」という。）を認定し、当該取組の促進及び周知を図ることにより、食品ロス等に係るごみの排出を抑制し、もって資源循環型社会の発展に寄与することを目的とする。

第2 対象者

食べきり協力店認定制度の対象となる者は、市内で営業する飲食店、食品販売店、宿泊事業者等（以下「店舗」という。）とする。

第3 認定要件

協力店の認定要件は、別表に掲げる区分に応じ、当該取組内容のうち少なくとも1つを満たすこととする。

第4 役割

協力店は、第3の規定による取組内容を積極的に実践し、食品ロス削減その他ごみの発生抑制等に努めるものとする。

第5 協力店の認定

- 1 協力店の認定を受けようとする店舗の代表者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該店舗を協力店として認定するとともに、別に定める認定書（以下「認定書」という。）を当該店舗に交付する。
- 3 前項の規定により認定書の交付を受けた店舗の設置者は、当該認定書を当該店舗の見やすい場所に掲示するものとする。

第6 認定事項の変更

協力店は、第5第2項の規定により認定を受けた事項に変更があったときは、速やかに別に定める変更届により市長に届け出るものとする。

第7 協力店の辞退

- 1 協力店は、当該店舗を廃止し、又は協力店を辞退しようとするときは、別に定める辞退届により市長に届け出るとともに、認定書を返還するものとする。
- 2 前項の規定による届出があったときは、当該協力店の認定は、取り消されたものとみなす。

第8 認定の取消し

市長は、食品ロス削減に関する取組を実施していないことその他の協力店として認定していることが不相当と認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第9 報告

市長は、必要に応じ協力店に対して、食品ロス削減その他ごみの発生抑制等に関する取組状況等について報告を求めることができる。

第10 協力店の公表

市長は、町田市のホームページ等を活用することにより、協力店の名称、取組内容等について、市民に公表するものとする。

第11 補則

この要領に定めるもののほか、食べきり協力店認定制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、2018年12月1日から施行する。